

すべての石綿健康被害の早期救済と万全な対策を求める意見書

石綿による健康被害は、近年、その深刻な状況が広く知られるようになってきている。大阪府内でも石綿健康被害救済法に基づき575人が認定を受けている。石綿疾患の一種である中皮腫被害での救済法認定数が2009年11月末までの累計では全国最多となっている。また、平成20年度までに石綿ばく露による労働災害認定を受けた数も429人と全国的に上位になっている。

石綿はその有用性から、自動車・造船・鉄道・重化学・電力・機械・建設など、極めて多くの業種で使用され、被害の裾野も広い。本市においても、石綿疾患による労働災害が見受けられている。また、詳細は明らかになっていないが救済法認定を受けた被害者も多くいると考えられる。

石綿の危険性については戦前から国は認識していた。すなわち、1937年から旧内務省の外局であった保険院社会保険局が大阪・泉南地域や河内地域、大阪市内、奈良県の石綿関連工場の労働者を対象にした大規模な健康被害調査を行い、その深刻な実態が明らかになっていた。同時に、報告書では速やかな被害の防止・治療の対策樹立が求められていた。戦後においても、各種調査で石綿被害の深刻な実態が報告されていた。

わが国に輸入された1,000万トンを超える石綿は、今もほとんど処理されないまま私たちの身の回りに存在している。ビル解体や災害時などにおける石綿飛散も心配されている。中皮腫死亡者は、今後40年間で10万人に達するとも言われており、今、国が万全な対策を講じなければ、一層の石綿被害の拡大の恐れがある。

戦前から被害が発生している泉南地域の被害者をはじめ、多くの被害者の高齢化・老齢化、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者救済の速やかな対処が求められる。

よって、本市議会は被害実態に即したすべての石綿健康被害の救済と万全な対策を強く国に要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

大阪府和泉市議会